

★ 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第九号）（業務プロセス改革  
課）

一 改正の要旨

行政組織の再編整備に伴い職員の職に関する定めについて、必要な整理を行つた。

二 施行期日

平成三十一年四月一日

★  
広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十号）（  
環境保全課）

一 改正の要旨

土壤汚染対策法施行規則等の一部が改正され、四塩化炭素が分解して生成するジクロロメタンが土壤汚染状況調査の試料採取対象物質とされたこと等を踏まえ、土壤汚染確認調査についての見直しを行うなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十一年四月一日

★

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十一号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

職業能力開発促進法施行規則の一部改正を踏まえ、職業訓練指導員の資格の基準を見直すなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十一年四月一日

★ 広島県未来チャレンジ資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第十二号）

（産業人材

課）

一 改正の要旨

貸付に係る様式を見直すなど、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成三十一年四月一日

★

広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則（規則第十三号）（農業技術課）

一 改正の要旨

広島県立農業技術大学校の本科教育課程の教育内容の変更に伴い、教育科目の見直しを行つた。

二 施行期日

平成三十一年四月一日

★ 広島県県営さん橋待合所広告物掲出規則の一部を改正する規則（規則第十四号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

- 1 消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、県営さん橋待合所における広告物の掲出料の額を引き上げることとした。
- 2 手続様式の見直しを行つた。

二 施行期日

平成三十一年十月一日。ただし、12の改正は、平成三十一年三月二十八日



下水道法に基づく流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例施行  
規則を廃止する規則（規則第十五号）（下水道公園課）

一 廃止の要旨

広島県流域下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、下水道法に基づく流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例施行規則を廃止した。

二 施行期日

平成三十一年四月一日